

公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 453 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 454 号）に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名 令和 4 年度 県営かんがい排水事業 芋川地区 小水力発電施設建設工事

(2) 工事箇所名 上水内郡 飯綱町 大字 普光寺

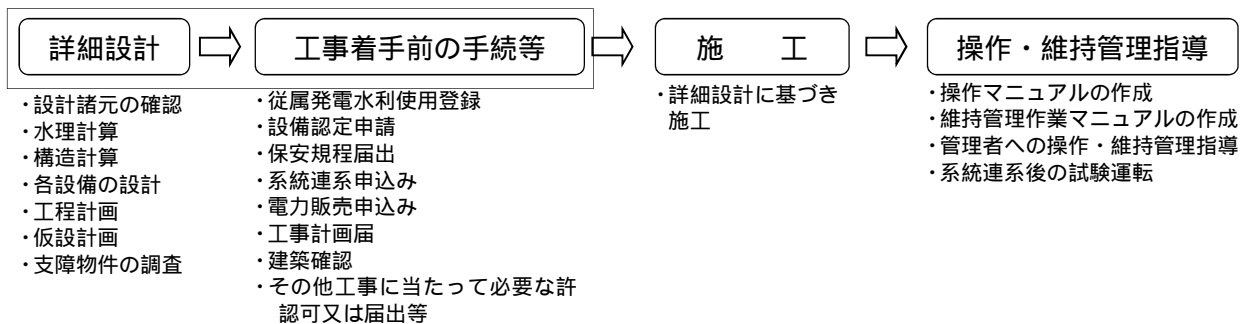
(3) 工事の目的

農業用水を活用した水力発電所を建設し、売電した資金を飯綱町が管理する土地改良施設等の維持管理費に充当することにより、維持管理費の負担軽減を図る。

(4) 工事内容

水車、発電機、制御盤、沈砂池、水圧管路、ヘッドタンク、除塵機、建屋、系統連系設備、維持管理設備、通報装置、データの記録装置など発電に必要な全ての施設について詳細設計を行い、これに基づく工事を実施する。

ア 工事の流れ



イ 設計条件

(ア) 発電水利権

取水河川は、一級河川鳥居川であり、取水地点における流量は、次表のとおりである。

(単位：m³/s)

最大 流量	35 日 流量	豊水量 (95日)	平水量 (185日)	低水量 (275日)	渇水量 (355日)	最小 流量	年平均 流量
36.73	10.08	6.31	4.45	3.02	1.27	0.73	5.36

(注) 平成 29 年から令和 2 年までの 4 ヶ年

ただし、かんがい水利権(許可水利権)に従属した水力発電を計画しており、発電施設で使用する期別使用可能水量は次のとおりとする。

期間	日数	許可水量 (m ³ /s)	使用可能水量 (m ³ /s)
5/15 ~ 6/10	27	0.7992	0.5175
6/11 ~ 9/30	112	0.6455	0.5175
10/1 ~ 5/14	226	0.5175	0.5175
計	365		

(イ) 水力発電施設に関する検討状況

平成 29 年度の概略設計において、路線測量を実施し線形を選定している。その結果は、別添資料(参考図 1 ~ 3)のとおりである。なお、概略設計の水車タイプ等については参考であり、技術提案における機種選定を束縛するものではない。

(ウ) 基本事項の検討

発電施設の基本条件として、経済性、信頼性、簡便性及び長期耐久性を踏まえ、次の内容を考慮する。

- 発電後のかんがい用水を確実に確保できること。
- 設置する場所の環境に十分耐えられること。
- 信頼性が高く、十分な発電能力を有すること。
- 制御が容易で誤操作のおそれがないこと。
- 一部の故障が水力発電施設全体の機能に著しく影響を与えないこと。また、落雷や事故等により水力発電施設が緊急停止した場合、周辺地域に著しく影響を与えないこと。
- 維持管理が容易で管理費が安価であること。
- 河川からの自然取水方式のため、安定した発電が可能となるような一連の施設を提案すること。

(エ) 発電施設の管理体制の検討

- 飯綱町(以下「管理者」という。)は発電施設に常駐しないため、発電施設が緊急停止するなど異常が生じた場合は、管理者へ自動通報できるシステムを構築すること。
- 発電出力が随時把握できるよう発電施設敷地内に小電力電光掲示板(A = 1 m²程度)を設置すること。
- 発電状況は、インターネット等により遠隔地で常時確認できるようにすること。

ウ 小水力発電所詳細設計

(ア) 詳細設計は、次により行うものとする。

- a 発電期間は、通年とすること。
- b 発電に使用する水量は、かんがい水利権の範囲（従属発電）0.5175m³/s とすること。
- c 発電最大出力は、30kW 以上 43kW 未満とし、発電期間内の連続運転に耐え得る構造とすること。
- d 発電期間における流量設備利用率は 100%、設備稼働率は 90%とし、年間発電量を試算すること。なお、発電期間における年間発電量は、284MWh 以上を想定している。
- e 誘導発電機を採用する場合は、必要となる受電設備を設けるとともに、現時点において可能な限り安価な料金プランが適用できる設備とすること。
- f 建屋は、水車、発電機、制御施設等を保護するために必要な規模とすること。なお、建屋の構造は、水車、発電機、制御設備等のメンテナンスが容易にできるものとし、防音防水機能を有し、冬期間の凍結防止及び豪雪対策を検討するものとする。
- g 地質に関しては、別添資料（参考図 4～5）を参考とすること。なお、詳細設計に当たり必要となる現地測量は受注者が行う。土質については、粘性土を想定している。ただし、詳細設計の結果により建屋の基礎構造が変更となる場合は、協議の対象とする。
- h 概略設計の平面図（参考図 1）に基づき施設に必要な用地は管理者が確保する。なお、仮設工等に要する借地、立木補償及び電柱移転については、受注者の提案に基づき発注者が対応する。
- i 各設備の保守点検費用、維持管理費用（運用のための使用料等を含む）、機器更新費用及び原価償却費用を含め、22 年間（水車、発電機等の耐用年数）を 1 サイクルとするランニングコストを明確にした維持管理計画（ランニングコスト総括表）（様式別紙 1）を作成すること。
- j 発電施設に関する保証又は補償について、維持管理計画（製品保証）（様式別紙 2）により提案すること。
- k 主要機器・主要部品の耐用年数、汎用性及び交換品保有期間について、維持管理計画（耐用年数）（様式別紙 3）により提案すること。
- l ヘッドタンクは、静水状態を確保する十分な構造とし、発電に支障を生じさせないこと。
- m 除塵機は、発電施設への異物流入を防ぐとともに、十分な通水能力を有し、発電に支障を生じないものとする。除塵機は、自動制御（無動力・無電源除塵も含む）とし、維持管理費が安価な施設とすること。また、凍結・豪雪による機能低下が生じない構造とすること。
- n 中部電力パワーグリッド株式会社に系統連系する電柱は、「中電 1 3 エ 5 7 1」を想定している。なお、系統連系に必要な電気設備は受注者が行うこと。
- o 受注者は、発電施設稼働後、緊急時における支援体制を構築し、管理者を支援すること。機器の操作方法及び維持管理方法を記載したマニュアルを作成するものとし、維持管理方法には、落葉・豪雪等の対策、発電機の無負荷運転防止対策についても記載すること。また、履行期限までに予定管理者を対象とした操作講習会を実施すること。
- p 発電施設の維持管理、メンテナンスに必要な進入路、駐車場等を設けること。必要な用地

は、管理者が確保する。

q 発電施設建設区間の用水は、既存用水路に通水しながら施工することができる。

(イ) 本工事に関する各種許認可及び届出(設備認定、電力会社との接続検討、電力販売申込み、工事計画届、保安規程、建築確認など)に必要な書類作成及び手続を行う。これに係る費用は、受注者が負担すること。なお、配電用変電所のバンク逆潮流対策工事が必要となる場合は、協議の対象とする。

なお、固定価格買取制度(FIT)における買取期間及び買取価格の適用を受けられるよう手続を進めるとともに、適正な工程計画を樹立すること。

エ 小水力発電所建設工事

(ア) 詳細設計内容に基づき、発注者の承認を得た上で工事を行うこと。また、承認を得る際には、事前に発注者と協議の上、決定した図書を提出すること。

(イ) 必要となる既存設備の改築手続きは発注者と協議の上、受注者の責において行うこと。

(ウ) 更新又は改築により不要となる構造物等は、受注者が取り壊し、適正な処分を行うこと。

(エ) 当該工事の特別仕様書は、本掲示の「1 工事の概要」及び特定者の技術提案書により構成されるものとする。

(オ) 機器の操作及び維持管理作業を記載したマニュアルを作成すること。また、履行期限までに、機器操作を行う管理者を対象とした操作講習を実施すること。

(カ) 試験運転及び機器調整は、履行期限内の適切な時期に行うこととし、その際に発生する電力は、受注者の責任により処分すること。なお、固定価格買取制度に基づく管理者による売電は、令和6年4月1日から行う予定であるが、前倒しできる場合は、この限りではない。

(キ) 主要工事計画

a 土木関係

発電所及びその周辺施設に係る部分(発電用水を農業用水路へ戻すまでの部分を含む)

b 発電所建屋

発電所は建屋を設置し、必要な設備を収納すること。

c 水車

水車の種類は指定しないが、設計条件、現場条件等を勘案し、最適なものを提案すること。

e 送水管

送水管は、飯綱町管理の道路敷地内に埋設を想定しており、沈砂池、ヘッドタンク、除塵機、水圧管路に係る工事費も本工事費に含むものとする。

(5) 技術提案を求める具体的内容

テーマ	具体的内容
1 発電量	(1) 最大出力及び年間発電電力量
2 長期信頼性	(1) 性能に関する信頼性 (2) 20年間でみた発電電力量の安定性 (3) 機器の保証及び補償の内容 (4) 部品のストック期間
3 ランニングコスト	(1) 22年間で1サイクルとするランニングコスト (2) 設備の長寿命化の検討
4 メンテナンスの容易さ	(1) 日常管理、保守点検や部品交換の容易さ (2) 緊急時に早急な対応ができる支援体制 (3) 除塵や砂の流入に対する有効な対策 (4) 農業用水の安定供給への方策

(6) 履行期限 令和6年3月15日まで(債務負担行為設定済)

ただし、主要施設は令和6年2月末に完成させ、その後試験運用期間とする。

(7) 工事実施上の要件

ア 既存施設に関わる当振興局所有の資料は貸与する。貸与以外の必要な資料は、受注者側で収集するものとする。

イ 本工事における保証期間は、現場引き渡しを受けた日から起算して2年以上とする。ただし、受注者の責による故意又は重大な過失により瑕疵が生じた場合は、期間を10年間とする。

ウ 本工事において適用する規格等は次のとおりとし、最新版を使用する。

日本工業規格 (JIS)

電気規格調査会標準規格 (JEC)

日本電機工業会標準規格 (JEM)

日本電線工業会規格 (JCS)

電子情報技術産業協会規格 (JEITA)

電気技術規程 (JEAC)

電気技術指針 (JEAG)

電気共同研究会刊行物

電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房技術調査課)

電気設備工事施工管理基準 (案) 及び規格値

(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)

電気設備技術基準 (経済産業省)

電気事業法及び関連規則

河川法及び関係規則

建築基準法及び関係規則

消防法及び関係規則

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
発電用水力設備に関する技術基準（経済産業省令）
水門鉄管技術基準（社団法人 水門鉄管協会発行）
施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部）
施設機械工事等施工管理基準（農林水産省農村整備局整備部設計課）
土木工事共通仕様書（長野県農政部）
土木工事施工管理基準（長野県農政部）
土地改良工事数量算出要領（長野県農政部）
土木工事現場必携（長野県）
土木工事施工管理基準の手引（農林水産省農村振興局）
土地改良工事標準設計（長野県農政部）
長野県の関連する共通仕様書
その他関係法規及び基準等

エ 本工事は、電子納品対象業務であり、電子納品の範囲等については協議により決定する。

オ 本工事完了に伴い、工事に係る完成図書（図面、仕様書など）の提出を求める。

カ 完成図書のほか、管理用図書には次についても取りまとめるものとする。

（ア）操作取扱要領及びその概要版

（イ）不具合、損傷発生時の個別対応方針

（ウ）定期的な点検マニュアル

（エ）機器装置別に必要な点検項目について、点検の効果及び重要性を取りまとめる

（オ）点検の頻度及び費用

（カ）その他管理において必要な事項

（８）工事予算額 160,000千円（消費税10%を含む。）

（注１）工事予算額を超過した技術提案は、採用しない。

（注２）施工条件等予期することのできない特別な理由以外は、変更の対象としない。

（９）支払い条件

ア 債務負担行為に係る前払金については、標準契約約款のとおりである。

イ 各会計年度における請負代金の支払限度額は、次のとおり予定している。

令和４年度 請負代金の約４０％の金額

令和５年度 請負代金の約６０％の金額

ただし、予算の都合などにより、支払限度額を変更することがある。

（１０）その他

概略設計、地質調査の成果品については、長野県長野地域振興局農地整備課において閲覧が可能なので、３の（５）に記載の担当者に連絡の上、来庁すること。

概略設計成果品の内容は、提案における各機器の型式・仕様・規格・数量等を指定するものではない。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 電気工事について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が819点以上であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下同じ)第3条の規定により電気工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (5) 建設業法第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 同種工事の実績を有すること。
水力発電工事の実績を有していること。「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成19年4月1日から掲示日の前日までに完了した工事が該当する(維持修繕は含まない)。
- (13) 配置技術者に関する要件を満たしていること。
主任(監理)技術者として、1級電気工事施工管理技士の資格を有する者を配置できること。
- (14) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - ア 人的関係のある会社(常勤・非常勤を問わない。ただし、については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)
 - 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数又は有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(16) 滞納している県税、消費税及び地方消費税がないこと。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記入における留意事項

ア 業種その他許可状況

入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無、本店または営業所の所在地を記入すること。

イ 技術職員の状況

参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記入すること。

ウ 同種工事の実績

(ア) 会社としての実績とし、記入する件数は3件以内とする。

(イ) 「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成19年4月1日から掲示日の前日までに完了した工事が該当する。

(ウ) 「工事実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象工事において求めている技術的事項を中心に記入すること。

エ 当該工事の実施体制

(ア) 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記入すること。

(イ) 「最近15年間の主な工事経歴」は、平成19年4月1日から掲示日の前日までに完成した工事が該当する。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 既存施設の現地確認

現地の状況については、次のとおり現地説明会を開催する。参加希望者は、令和4年5月26日正午までに会社名、参加人数を(5)の連絡先にファクシミリ又は電子メールにより報告の上、来場すること。なお、ファクシミリ又は電子メールが到達したことを電話で(5)の担当者に確認すること。

ア 日時 令和4年5月27日（金）午後1時30分から

イ 場所 飯綱町役場（長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795-1）第2，第3会議室（2階）に集合し、確認後に現地へ移動する。

ウ その他 質問内容は、可能な限り参加希望の報告時に提出すること。

新型コロナウイルス感染症の感染状況により現場説明会を中止する場合がある。

(5) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-0836 長野県長野市大字南長野南県町 686-1

長野県長野地域振興局 農地整備課 水利係

担当 片桐 亨、櫻井康一郎

電話 026-234-9519 (直通)

ファクシミリ 026-234-9554

電子メール nagachi-nochi@pref.nagano.lg.jp

(6) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和4年6月1日(水)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は、午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 (5)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で(5)の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(7) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(16)までの要件を全て満たす者とするが、次に示す要件の審査に当たっては、審査の視点に基づいて審査・選定する。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表する。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件 (会社)	・ 入札参加資格 ・ 資格総合点数 ・ 特定建設業許可	・ 求める業種の入札参加資格を有しているか ・ 資格総合点数は要件を満たしているか ・ 特定建設業の許可を有しているか
2 同種工事の実績 (会社)	・ 同種工事の内容	・ 当該工事の内容に近い工事の実績があるか
3 配置予定の技術者	・ 主任(監理)技術者の状況	・ 建設業法において、必要とされる資格を有しているか

(8) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、長野県長野地域振興局長から通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、長野県長野地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)

以内に書面により行う。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 (5)に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)

(ウ) 受付方法 原則としてファクシミリ(回答を受ける担当者名、電話番号及びファクシミリ番号を併記すること)とする。なお、到達したことを電話で(5)の担当者に確認すること。

(エ) 回答方法 原則としてファクシミリによる。

(9) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表する。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の様式

様式7号による。

(2) 技術資料の様式

様式8号による。

(3) 技術資料記入における留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴の状況

主な工事経歴は、掲示の日の前日から過去15年以内に完成した工事とする。(平成19年4月1日から掲示日の前日までに完了した工事。)

イ 技術提案

求められた技術提案について簡潔に記入すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な工事経歴、同種工事の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 工事に係る費用とその内訳

(ア) 様式は自由とする。

(イ) 必要な内訳についての詳細提示を求めることがある。

(ウ) 費用の積算に当たっては、労務単価、資材等県が公表している価格については、これを使用する。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3の(5)に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和4年6月1日(水)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 ファクシミリ又は電子メールとする。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載する。(最終回答日：令和4年6月8日(水))

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和4年6月20日(月)

(提出時間は、午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3の(5)に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3の(5)の担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

オ その他 提出後の技術提案書の差替え及び再提出は認めない。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができる。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和4年7月5日(火)(変更となる場合がある。)

イ 場所 長野県土地改良会館(詳細については、決定次第連絡する。)

ウ 時間 各者30分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合がある。)

エ その他 ヒアリング用要約版資料(書式自由)を10部用意し、当日持参すること。ヒアリング時間内に説明可能な内容とし、プロジェクター等を使用したい場合は、事前に3の(5)の担当者に問い合わせ、調整すること。

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、ヒアリングを延期、変更等する場合がある。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表する。(技術提案書提出者名は、特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しない。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (10点)	主任(監理) 技術者	資格	専門分野の資格を有しているか
		経歴等	豊富な経験を有しているか。
		同種工事の実績	豊富な同種工事(水力発電工事)の実績を有しているか。
費用 (45点)	費用の妥当性		予算を超過しない範囲で妥当な費用となっているか。
技術提案の内容 (40点)	発電量		・最大出力30kW以上43kW未満で、年間発電電力量がどれくらいか。
	長期信頼性		・性能に関する信頼性が高いか。 ・20年間の発電電力量が多く、安定しているか。 ・機器の保証(補償)が充実しており、耐用年数が長い。 ・部品のストックが長期間あるか。

	ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・22年間で1サイクルとするランニングコストが安価か。 ・設備の長寿命化に配慮されているか。
	メンテナンスの容易さ 緊急時とは、地震、局地的大雨、落雷等の異常気象時及び異常な水位変化に伴う発電機器の緊急停止時をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常管理、保守点検や部品交換が容易か。 ・緊急時に早急な対応ができる支援体制の提案があるか。 ・砂の流入や除塵に対する有効な対策の提案があるか。 ・農業用水の安定供給に対する提案があるか。
技術提案の内容と施工の整合性 (5点)		<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の内容が十分検討され、充実度の高い設備であり、施工性においても高く評価できるか。
評価点の合計結果(100点)		

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県長野地域振興局長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

(9) 非特定者への通知に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により、長野県長野地域振興局長から通知する。

イ アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、長野県長野地域振興局長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含めない。)に書面により行う。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3の(5)に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)

(ウ) 受付方法 ファクシミリ又は電子メールとする。

なお、到達したことを電話で3の(5)の担当者に確認すること。

(エ) 回答方法 原則としてファクシミリによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却しない。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程（昭和 51 年 3 月 3 日付け 50 監第 590 号）による）

（ 2 ） 関連情報を入手するための窓口

3 の（ 5 ）に同じ

（ 3 ） 必要に応じて、参加表明書に関する資料提出又はヒアリングを行う場合がある。

（ 4 ） 必要に応じて、技術提案書に関する補足説明資料を求める場合がある。

（ 5 ） 発注者及び施設管理者は、発電所のメンテナンス及び改修に当たり、受注者に助言や情報提供を求めることがある。